

令和4年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和4年9月14日（水）

午前10時00分～

小美玉市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

総務常任委員会

令和4年9月14日（水）
午前10時～
本庁3階 議会委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 執行部あいさつ

4 議 事

- (1) 議案第50号 小美玉市議会議員及び小美玉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第51号 小美玉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第53号 令和4年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）
- (4) 議案第58号 令和4年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第1号）

5 その他

- (1) 税務課におけるRPA・AI-OCR導入業務
- (2) 議会報告会について

6 閉 会

午前9時53分開会

◎開会の宣告

○副委員長（香取憲一君） 皆さまおはようございます。定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、ただいまより令和4年第3回定例会総務常任委員会を開催いたします。

はじめに、委員長挨拶、植木委員長、お願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 皆さま、おはようございます。このように爽やかな秋空のもと皆さまにご参集賜り誠にありがとうございます。過日、県外で保育園児の命が失われるという置き去り事案が発生しております。ご遺族の心痛は想像に難しく、もし、わが子、わが孫が同様の目に遭ったらと思うと、とても胸が苦しくなりました。亡くなってしまいました幼い命のご冥福を心よりお祈り申し上げます。今回の事件は、業務の慣れとチェック機能が働いていなかったことが問題視されています。これはどのような仕事でもミスに繋がる大きな要因になると思います。慣れを排除し、ダブル、トリプルとチェックを行う大切さ、真摯に仕事に向き合う姿勢を持ち続けていきたいと思えます。皆さんもどうぞよろしくお願いたします。本日付託されました議案、一般会計補正予算を含め、4件の慎重審議を行ってまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願いたします。簡単ですがあいさつに代えさせていただきます。

○副委員長（香取憲一君） ありがとうございます。

続きまして、執行部挨拶、島田市長、お願い申し上げます。

○市長（島田幸三君） おはようございます。ただ今委員長からもお話がございましたとおり、あの悲惨な事件が起きまして、早速、市長会の方でも茨城県市長会として文科省の方に再発防止策を緊急に行うように要望しているところでございます。

今日は秋空で素晴らしい天気ですが、台風シーズンになってきました。確か平成3年に台風17号が発生したときに沖縄から九州に上陸して、日本列島を縦断したんですが、大変大きな被害を受けまして、亡くなった方が11名、負傷者が100名近くいたということで、ちょうど今台風14号が発生して、形が似ていまして、九州の方に向かっていよう、その時のような大きな災害にならないように祈るばかりですが、本市にとっても縦断するということで万が一のこともありますので、備えをきっちりしていきたいと思えます。

それでは、本日の総務常任委員会よろしくご審議のほどお願申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

○副委員長（香取憲一君） ありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。

議事進行につきましては委員長のほうでお願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 議事に入る前に、本日は、福島議員、山崎議員が傍聴いたします。

また、谷仲議員が傍聴予定ですのでよろしくお願いいたします。それでは付託案件の審査に入ります。本日の議題は、9月9日付託された議案審査付託表のとおりです。関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されています。準備はよろしいでしょうか。当委員会の議事の進め方でございますが、質疑の方法は、一問一答方式とし、一人の方がすべて終了するまで質疑を続けることとします。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくお願いいたします。また、執行部においても、明快な答弁をお願いいたします。なお、執行部が即時に答弁しがたい質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願いいたします。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することいたします。各委員におかれましては、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っただけ、質疑が終わったら必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、付託案件の審査に入ります。

まず、議案第50号 小美玉市議会議員及び小美玉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

高野総務課長。

○総務課長（高野雄司君） 総務課 高野と申します。よろしくお願い致します。それでは、議案第50号小美玉市議会議員及び小美玉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。なお、説明につきましては着座にて行わせていただきまして、私以降の説明者につきましても着座にて説明することをご了承願いたいと思います。よろしくお願い致します。まず、提案理由でございます。最近における物価の変動等に鑑み、選挙公営に要する経費の限度額を引き上げる公職選挙法施行令の一部改正に伴い、市の公費負担条例についても所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。次のページをご覧ください。改正内容でございますが、それぞれの選挙運動に係る費用単価の改正でございます。第4条で選挙運動用自動車に係る改正規定、第7条で選挙運動用ビラの作成に係る改正規定、第9条で選挙運動用ポスターの作成に係る改正規定、第10条

でそれぞれの公費負担に係る限度額についての改正規定でございます。なお、改正金額につきましては別添でお配りさせていただきました補足資料としまして小美玉市議会議員選挙及び小美玉市長選挙における選挙運動公費負担限度額（案）でご説明させていただきます。まず、（１）としまして選挙運動用自動車、こちらにつきましては、アとしまして一般運送契約、イとしましてその他の契約、いわゆる個別契約でございます。アの一般運送契約は改正はございません。イの個別契約は（Ａ）自動車借り入れの日額 15,800円を16,100円に改正するものでございます。従いまして、選挙運動期間7日をかけますと、限度額としましては112,700円となります。次に（Ｂ）燃料供給契約ですが、選挙運動自動車の燃料代の日額単価の改正でございまして、1台につき7,560円を7,700円に改正するものでございます。限度額はかける7日間で53,900円となります。（Ｃ）の運転手の雇用契約は今回の改正はございませんので、1日12,500円のままでございます。次に（２）選挙運動用ポスターでございます。こちら1枚の作成単価は現行で526円を542円に改正するものでございます。限度額は市の掲示場数267箇所¹に1.1の係数をかけた294枚、それに542円をかけまして159,348円になるものでございます。最後に、（３）選挙運動用ビラの作成でございます。こちらの作成契約ですが、小美玉市長選と小美玉市議会選挙で作成枚数は異なりますが、1枚7.51円を7.73円に改正するものでございまして、小美玉市長選挙につきましては、法定制限枚数が16,000枚作成できますので123,680円が限度額となります。小美玉市議会議員選挙につきましては、法定制限枚数が4,000枚となりますので、7.73円×4,000枚で30,920円となります。なお、選挙運動ハガキにつきましては改正はございませんので、このままでございます。議案に戻りまして附則でございます。改正後の規定につきましては、公布の日から施行するとなっておりますが、来年11月任期満了により予定されております小美玉市議会議員一般選挙からの適用となる予定でございます。説明につきましては、以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

香取副委員長。

○4番（香取憲一君） 公選法施行令の一部改正ということですので、他の自治体もだいたい同じような感じで変更される現状ということで認識してよろしいですか。

○委員長（植木弘子君） 高野総務課長。

○総務課長（高野雄司君） 令和4年4月に一部改正がございまして、これ以降の選挙ということで、小美玉市は今回ですが、全国、茨城県内もそうですが、現在の時期に改正を行っているかと思えます。よろしくをお願いします。

○委員長（植木弘子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第50号 小美玉市議会議員及び小美玉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第51号 小美玉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

大野人事課長。

○人事課長（大野和成君） 人事課 大野と申します。よろしくをお願いします。では、議案第51号 小美玉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。提案理由でございしますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。改正の主な趣旨でございしますが、育児休業の取得回数の制限を緩和することにより、夫婦交代での育児休業の取得や男性職員の育児休業の取得をしやすくするものです。具体的には次の5点となります。1つ目は、育児休業の取得回数につきましては、これまで原則1回であったのを原則2回まで取得可能としまして、それに加え、子の出生後8週間以内の育児休業を1回から2回まで取得可能とするものです。2つ目が、子の出生後8週間以内の育児休業について、請求期限を2週間前に短縮することとなります。3つ目としまして、期末手当、勤勉手当における育児休業期間の

除算の取扱いを見直し、在職期間の算定にあたって、子の出生後8週間以内における育児休業期間とそれ以外の育児休業期間は合算しないよう制度を変更いたします。ただし、こちらは給与規則の改正事項でございます。4つ目としまして、会計年度任用職員の子の出生後8週間以内の育児休業について取得要件を緩和いたします。5点目は、会計年度任用職員の子が1歳以降の育児休業について取得要件を柔軟化いたします。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第51号小美玉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第53号 令和4年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）のうち総務常任委員会所管についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

山口財政課長。

○財政課長（山口恵一君） 財政課 山口です。よろしく申し上げます。議案第53号 令和4年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）のうち総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。8ページをご覧ください。総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明いたします。その後、歳出につきまして、順次担当部局からご説明させていただきます。まずは、上から2つ目の表からとなります。16款 国庫支出金、2項 国庫補

助金、1目 総務費国庫補助金のうち、個人番号カード交付事務費補助金で1,320万8,000円の補正増でございます。17款 県支出金、1項 県負担金、1目 民生費県負担金のうち行旅病死者取扱負担金で50万円の補正増でございます。同じく17款3項 委託金、1目 総務費委託金、県議会議員一般選挙委託金で29万6,000円の補正増でございます。9ページをご覧ください。18款 財産収入1項1目 財産運用収入の自動販売機設置場所貸付料41万4,000円の補正減のうち、総務常任委員会所管分は52万4,000円の補正減でございます。同じく18款2項 財産売払収入、1目 不動産売払収入で65万5,000円の補正増でございます。19款1項 寄附金、2目 総務費寄附金、企業版ふるさと応援に対する指定寄附金で110万円の補正増でございます。20款 繰入金2項1目 基金繰入金のうち財政調整基金繰入金で3億7,604万3,000円の補正減、歳入歳出間調整のため減額するものでございます。ふるさと応援基金繰入金で577万2,000円の補正増、移住者向け住宅取得助成事業に伴い増額するものでございます。21款1項1目繰越金、前年度繰越金で7億6,169万8,000円の補正増でございます。22款 諸収入5項1目 雑入の自動販売機設置電気料等1万6,000円の補正増のうち、総務常任委員会所管分は2万円の補正減。デジタル基盤改革支援補助金で676万5,000円の補正増でございます。10ページに移りまして、建物災害共済金で122万1,000円の補正増、落雷により防犯カメラが故障したことによる災害共済金でございます。23款1項 市債7目 教育債、学校施設改修整備事業債で3,240万円の補正増、小中学校のLED化事業に伴い増額するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 大野人事課長。

○人事課長（大野和成君） 続きまして、歳出についてご説明いたします。はじめに、一般会計全体の職員給与費に関する補正につきまして、人事課より一括してご説明をさせていただきます。37ページをご覧ください。一般職の総括表の比較欄になりますが、報酬が2,187万2,000円の増、給料が2,367万8,000円の減、職員手当が2,803万6,000円の減、共済費が227万2,000円の増、合計としまして2,757万の補正減でございます。職員数は全体で655人、内訳として一般職員が484人、会計年度任用職員が171人でございます。職員手当の詳細につきましては、下の表の内訳欄のとおりでございますので、説明につきましては、省略をさせていただきます。今回の職員給与費に関する補正の主な要因につきましては、本年4月1日付の定期人事異動等によるもの、期末手当の特例減額、会計年度任用職員の増によるものです。以上が職員給与費の補正に関する説明でございます。これより各所管より歳出の説明をさせ

ていただきますが職員給与費に関する補正につきましては、説明を省略させていただきますして職員給与費以外の補正内容について順次説明いたします。

○委員長（植木弘子君） 林議会事務局次長。

○議会事務局次長（林美佐君） 続きまして、総務常任委員会所管の歳出でございます。11ページをお開き願います。まず、議会事務局所管の歳出についてご説明させていただきます。

1款1項1目 議会費でございます。説明欄1、議員給与費につきましては694万8,000円を補正減するものです。内容としましては、1報酬は4月当初の議員3名欠員期間分、83万7,000円を減額するもの、3議員期末手当は4月当初の議員3名欠員期間分と、令和3年度人事院勧告に伴う条例改正により205万4,000円を減額するもの、また、4議員共済会負担金は令和4年4月1日現在の議員数により計算されることから、議員3名欠員の17名となり、405万7,000円を減額補正とするものでございます。説明欄3、議会運営費 18節 負担金補助及び交付金につきまして、15万円の補正減をお願いするものでございます。内容としましては、1負担金はコロナ禍による会議の縮小により6万円を減額するもの、また3交付金は4月の議員欠員分、未申請分9万円を減額するものでございます。議会事務局所管については、以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 大野人事課長。

○人事課長（大野和成君） 続きまして、人事課所管についてご説明いたします。

12ページ説明欄10 職員研修費につきましては、職員研修の追加により、職員研修講師謝金として103万4,000円の補正増をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 高野総務課長。

○総務課長（高野雄司君） 続きまして、総務課所管についてご説明いたします。同じく12ページの中段になります。2款 総務費、1項 総務管理費、5目 財産管理費、2市庁舎維持管理経費につきましては、412万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、10節需用費の光熱水費につきましては最近の原油価格高騰などにより、電気料金について昨年度と比較し約3割増となっております。今後、予算不足が生じるためでございます。また、6修繕料でございますが、本庁舎の空調設備等の修繕費予算の不足が生じるため、増額補正するものでございます。以上です。

○委員長（植木弘子君） 長島企画調整課長。

○企画調整課長（長島正昭君） 続きまして、企画調整課所管についてご説明いたします。12ページ下段になります。6目 企画費、説明欄、事業1企画調整事務費につきましては、つ

くばエクスプレスの茨城空港方面延伸に対する周知活動を強化するための啓発品やチラシ、ポスターなどを作成する費用として、16万円の増額補正をお願いするものでございます。次の説明欄、事業2ふるさと寄附金事業につきましては、寄附者への感謝を伝えるとともに、返礼品のPRや新規寄附者の獲得などを目的としたイベントへの参加費について、本年度増額が示されたことによる負担金として、22万円の増額補正をお願いするものでございます。

○委員長（植木弘子君） 阿久津行政経営課長。

○行政経営課長（阿久津清隆君） 続きまして、行政経営課所管についてご説明いたします。

7目電子計算費、1情報化推進事業につきましては、880万円の増額補正をお願いするものでございます。内訳といたしまして、マイナンバーカードを利用するオンライン申請、マイナポータルを構築するための委託料407万円とデジタル庁が進める地方公共団体の基幹業務システム、二重業務の標準化に伴う対応経費、委託料473万円となっております。いずれの経費につきましても、地方公共団体情報システム機構および補助金を活用いたします。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 酒井玉里総合支所長。

○玉里総合支所長（酒井美智子君） 続きまして、その下、8目支所及び出張所費のうち説明欄3玉里総合支所管理経費、10節需用費の光熱水費です。先ほどご説明がございましたように原油価格の高騰と今年度中の2回の選挙で空調機の利用時間が増加するなど、電気料金の不足が見込まれることから約3割増の109万5,000円の補正をお願いするものです。玉里総合支所所管分は以上です。

○委員長（植木弘子君） 高橋市民課長。

○高橋市民課長（高橋 宏君） 続きまして、市民課所管についてご説明いたします。15ページをご覧ください。3項1目戸籍住民基本台帳費、2戸籍住民基本台帳事務費につきましては、285万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、マイナンバーカード申請交付増加に伴い、10節需用費11節 役務費13節 使用料及び賃借料17節 備品購入費につきまして増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 高野総務課長。

○高野総務課長（高野雄司君） 続きまして、総務課所管についてご説明いたします。

16ページ中段になります。4項 選挙費、3目 諸選挙費、2県議会議員選挙経費につきましては、29万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては

12月に執行予定の茨城県議会議員一般選挙において、期日前投票所の増設を計画しており、期日前投票システム借上料などの事務経費を増額補正するものでございます。

○委員長（植木弘子君） 朝比奈環境課長。

○朝比奈環境課長（朝比奈公俊君） 続きまして、環境課所管の補正予算について、ご説明いたします。補正予算書の22ページをご覧ください。4款 衛生費1項 保健衛生費5目 環境衛生費、説明欄2 環境衛生事務費の12節 委託料の行旅病死亡人取扱委託料50万円です。こちらは2名分の死亡診断や火葬及び葬儀等に要する費用について、増額の補正をお願いするものでございます。なお、歳入につきましては小美玉市行旅病人及行旅死亡人取扱規則の規定により、先ほど財政課長から説明のありました8ページの17款 県支出金、1項 県負担金、1目 民生費県負担金のうち、行旅病死者取扱負担金として同額の50万円をお願いしております。続きまして、14節 工事請負費の立木伐採等工事40万円ですが、天聖寺駐車場のコンクリートブロック積み擁壁が、立木の影響によりひび割れが発生し、法面と擁壁が崩壊する恐れがあります。また、敷地内の立木も、大風や台風の影響により駐車する車に枯れ枝等が落下する恐れがあることから、坂下地区や天聖寺斎場及び共同墓地管理組合の要請もあり、立木の伐採・剪定及び処分等に要する費用として増額補正をお願いするものです。

○委員長（植木弘子君） 山口財政課長。

○山口財政課長（山口恵一君） 続きまして、35ページをご覧ください。13款 諸支出金、1項 基金費、3目 公共施設整備基金費で1億5,898万1,000円の補正増、今年度の決算繰越を踏まえ、今後想定される公共施設建築物系個別施設計画に基づく事業の財源とするため積立するものでございます。説明は以上です。ご審議の程よろしく願いいたします。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

石井委員。

○10番（石井旭君） 12ページの10職員研修費の講師謝金103万4,000円とありますが、この内容についてお聞きしたいです。

○委員長（植木弘子君） 大野人事課長。

○人事課長（大野和成君） 研修につきましては、当初、今年度職員研修といたしまして、eラーニングによるコンプライアンス、ハラスメント、個人情報保護に関する研修を予定しておりましたが、市長の所信表明における至急着手すべき項目としてあげられておりますD

Xの推進、人材育成、意識改革の取り組みといたしまして、DXの推進、接遇、クレーム対応に関する研修を追加実施することとして計画させていただいています。以上になります。

○委員長（植木弘子君） 石井委員。

○10番（石井旭君） はい、わかりました。もう1点。16ページの総務費の17備品購入費、事務用備品購入費で150万1,000円について、ある程度内容を教えてほしいです。

○委員長（植木弘子君） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 宏君） 交付申請に使用するためのシステム機器を2台増加するために、その機器を設置するためのパーティションなどの目隠し防止のための備品購入となります。

○委員長（植木弘子君） 石井委員。

○10番（石井旭君） 交付申請とはどういうものの利用ですか。詳しくお願いします。

○委員長（植木弘子君） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 宏君） マイナンバーのために本人確認をしまして、写真をお撮りしたあと申請してもらいます。そのあと約1か月後とかにマイナンバーカードができますので、本人に郵便で通知しまして、受け取りにきてもらいます。そのときにマイナンバーカードを確認してもらいまして、暗証番号を各個人ごとに4ケタを3個、6ケタ以上を1個という形で設定をしてもらいまして、交付するようになっています。その暗証番号とかが他の皆さんに見えないようにパーティションで目隠しを設置するような形でございます。以上でございます。

○10番（石井旭君） はい、わかりました。

○委員長（植木弘子君） 真家委員。

○2番（真家功君） 13ページの電子計算費の特定財源のその他について伺いたいのですが、686万5,000円となっていますが、歳入を見ますと9ページの諸収入の雑入ではデジタル基盤改革支援補助金として676万5,000円なんですね。この10万円の差は何ですか。

○委員長（植木弘子君） 阿久津行政経営課長。

○行政経営課長（阿久津清隆君） オンライン構築経費については2通りございまして、デジタル化推進委託料の内訳、先ほどご説明させていただきましたが、マイナンバーカードを利用するオンライン申請の分で407万円、こちらにつきましては総務省より令和3年9月30日に発出されました自治体の行政手続きのオンライン化にかかる申請管理システム構築標準仕様書に基づき、申請管理システムを構築し、自治体の基盤システムとびったりサービス、こちら申請を行うサービスでございますが、こちらを接続させることでマイナンバーカード

の情報を活用したオンライン申請を実現するための委託料となります。もう一つですが、基幹業務システム、二重業務の標準化に伴う対応委託料は、令和3年7月7日に総務省より発出されております自治体情報システムの標準化に係る手順書に基づき、自治体の二重業務システムを令和7年までに統一するため国の各省庁の標準仕様書に合わせまして、小美玉市の現行システムをどのように変更させるのか、洗い出してとりまとめするものとなっております。オンライン構築経費は二分の一の補助金となっております。二重業務の標準化に係る経費は十分の十の全額が地方公共団体情報システム機構から補助金として出るようになっていきます。

○委員長（植木弘子君） 真家委員。

○2番（真家功君） 私の質問は、その他の財源は当然歳入が入っているわけですよね。歳入の予算のどれとどれで686万5,000円になるのかだけでいいです。答えるのはやはり財政課がいいんじゃないですか。

○委員長（植木弘子君） 山口財政課長。

○財政課長（山口恵一君） 失礼いたしました。10万円の差でございますが、企業版ふるさと応援に対する指定寄附金の中から10万円を充ててございます。以上です。

○委員長（植木弘子君） 真家委員。

○2番（真家功君） はい、わかりました。分かりづらい財源充当だと思います。わかりました。もう1点です。12ページのふるさと納税大感謝祭参加者負担金とありますが、この内容をお聞かせください。

○委員長（植木弘子君） 長島企画調整課長。

○企画調整課長（長島正昭君） このふるさと寄附金に関するイベントですが、毎年行われているイベントでございます。令和2年度、令和3年度につきましては、コロナの感染拡大により中止となったわけでございますが、本年度は11月12日と13日の2日間、パシフィコ横浜で行われるイベントでして、約12,000人の来場が見込まれます。こちらは、北海道から沖縄まで100を超える自治体が一堂に集まります日本最大のふるさと納税のイベントでございます。自治体、事業者、生産者、寄付者と直接交流ができて、地域の魅力を伝えるイベントでして、返礼品のPRや寄付者の獲得につながるイベントでございます。以上です。

○委員長（植木弘子君） 真家委員。

○2番（真家功君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（植木弘子君） 香取副委員長。

○4番（香取憲一君） 2点ございます。1点目が環境課の朝比奈課長の説明で行旅病死亡人取扱とありましたが、具体的にどういうものなのか教えていただければと思います。

○委員長（植木弘子君） 朝比奈環境課長。

○環境課長（朝比奈公俊君） 行旅病人というのは旅行中に市内で病気になった方でございます。行旅死亡人は市内で旅行中に亡くなったというのが原則ですが、現在では、例えば身寄りがなく行き倒れてしまったという方が死亡人という扱いとなります。

○委員長（植木弘子君） 香取副委員長。

○4番（香取憲一君） はい、ありがとうございます。もう1点です。市民課長や行政経営課長からもご説明がありましたが、マイナンバーカードの普及率の上昇が結構命題になっている認識であります。かなり補助金等もありまして、設備投資等も含めて体制を整えて、マイナンバーカード普及の上昇に向けて、一丸となって進んでいるという現状は認識していますが、段階を区切って目標率を上げていくことが必要だと思うんですね。設備投資をして頑張ろうというのわかりますが、見通しというか、これまでに何パーセントまであげようとか、具体的な数値目標があればお聞かせください。

○委員長（植木弘子君） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 宏君） 国の方では令和4年3月末までに全国民に普及するとなっておりますが、今現在、小美玉市では令和4年8月末現在で交付率は42.6%となっております。実際に年度末にいくつという数字の目標はございませんが、国・県の平均値を上回るような形を目標として、交付申請の啓発などを頑張っているところでございます。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 香取副委員長。

○4番（香取憲一君） はい、ありがとうございます。目標値を2段階くらい上というか、かなり高いところに目標値を持って頑張って、1回で到達できればいいのですが、高い目標を持って、そこに到達しなかったのが平均以上であればいいのかなという思いであります。ぜひ部署内でもいいので、目標値を設定して情報共有していただければ、さらに交付率も上がるのではないかなと思います。ぜひ継続してよろしく申し上げます。私の方からは以上です。

○委員長（植木弘子君） 他に質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第58号 令和4年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

おはかりいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第58号 令和4年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

朝比奈環境課長。

○環境課長（朝比奈公俊君） 続きまして、議案第58号 令和4年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。2ページをご覧ください。予算の概要ですが、歳入歳出それぞれ108万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3,990万円とするものです。4ページをご覧ください。最初に、歳入予算についてご説明いたします。3款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金 前年度繰越金として108万2,000円の増となります。この額は令和3年度の決算額の確定に伴い、繰越金の額が確定したことによるものです。次に、歳出予算をご説明いたします。1款 霊園事業費、1項 霊園施設管理費、1目 霊園施設管理費、1市営霊園管理事業、24節積立金の108万2,000円の増でございますが、令和3年度の決算額の確定に伴う繰越金の確定により、歳入予算と同額を霊園整備基金積立金に積み立てるものです。以上でございます。

○委員長（植木弘子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第 58 号 令和 4 年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。

おはかりいたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、本日、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

続いて、その他に入りますが、執行部におかれましては散会としたいと思います、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。

石井委員。

○10番（石井旭君） 要望ですが、霊園の道路の方に木が残っていますよね。これからの時期、葉が落ちて、霊園を使用されている方からも言われていまして、私も見ましたが、落ち葉がひどくて、枝の伐採とかは今後考えているのか状況をお聞きしたいです。

○委員長（植木弘子君） 朝比奈環境課長。

○環境課長（朝比奈公俊君） 昨年度も苦情があり、4本伐採いたしました。今年度も引き続き工事費や霊園内の維持管理費などを活用しながら、少しずつでも伐採をしてまいりたいと思います。

○委員長（植木弘子君） 石井委員。

○10番（石井旭君） はい、わかりました。今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○委員長（植木弘子君） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、私から1点要望させていただきます。この庁舎の1階についてですが、トイレの所在が分かりづらいということで、市民の方からご相談いただきまして、実際に総合案内の方や清掃スタッフにそういったことを聞かれていないか確認しましたら、エレベーターまで行ったり、職員の通用口まで行って外に出てしまったりという状況のようです。壁に沿った形ではなく、壁に立てる、どう表現したらいいかなんですが、案内板を追加していただければいいのかと思います。総務になるかと思ひま

すので、ご対応していただけるよう要望いたします。よろしくお願いいたします。

執行部からはその他で何かございますか。ないようでしたら、その他で事前に出席をお願いしている部署におかれましては、引き続き出席をお願いしまして、それ以外の執行部はここで散会いたします。お疲れ様でした。ここで暫時休憩いたします。11時まで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長（植木弘子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。その他に入ります。第1回定例会の委員会時に、委員からAI-OCRやRPAなどを導入した業務について、どのように改善が図られたのか検分したいというご提案がありましたので、今回税務課の皆さんにご協力いただき、現場で行っている作業をこちらで見せていただき、業務効率の改善点など確認したいと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。

○税務課長（島田視一君） 改めまして税務課の島田と申します。よろしくお願いいたします。ただ今委員長からありましたように、税務課では、2年ほど前から通常業務においてAI-OCRとRPAの先進技術を随時導入しまして、事務の効率化と正確性を図っております。実際にどういったものなのか、30分程度お時間をいただきまして内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。流れとしましては、現在の活用状況と導入における効果等について、お手元のタブレットで説明させていただきまして、そのあと実際の事務処理についてパソコン画面をスクリーンでご覧いただきたいと思っております。なお、実在の人物ですと個人情報が出てしまいますので、架空の人物でデータをご用意しましたので、こちらで進めさせていただきます。では早速、この先進技術を導入準備から携わってきました税務課税務係主幹の田村よりご説明させていただきます。

○税務課税務係主幹（田村直弥君） 税務課の田村と申します。本日は、税務課において取り組んでおりますAI-OCRとRPAについて、お手元の資料とスクリーンをご覧になっていただきながら、報告させていただきます。

はじめに、これから報告、説明させていただくにあたり、用語を説明させていただきます。まず、RPAですが、こちらはロボティックプロセスオートメーションの略になりまして、人間がパソコンを使って行う作業を、ロボットが代行する仕組み、人間がやってきた作業を覚

えさせる。シナリオ化するといいますが、そのシナリオ、プログラムと提供いただけたらと思います。そのシナリオの作業手順に沿って自動で遂行することができるものになっております。また、A I-O C Rについて、まずO C Rは、画像データからテキスト部分を認識し、文字データに変換する文字認識機能のことでありまして、A I-O C Rは、その認識した文字の補正結果を学習することによって、文字の認識精度（識字率）を向上させたものになります。

ではさっそく、税務課におけるR P A適用業務についてご説明させていただきます。税務課におきましては、令和4年9月現在、こちらの6つの業務においてR P Aを活用しており、そのうち1業務でA I-O C Rを併用しております。

個別に説明させていただきますと、まず、個人住民税の住基システム投入業務。こちらのR P Aシナリオは、令和元年度の実証実験時に作成し、令和2年の4月から本格稼働しております。このシナリオは、個人住民税担当が業務フローを洗い出し、それについてR P A、自動で入力できる箇所をN T T東日本と打ち合わせを行い、作成いたしました。実際にR P Aによって自動化する部分のシナリオ、R P Aの作業手順は、N T T東日本に作成していただいているものです。また、業務の中では、R P Aを使用するために、A I-O C Rを併用しております。担っている箇所としては、紙ベースの申告書をデータ化、エクセル化する箇所となります。続きまして、軽自動車税の軽自動車登録業務です。こちらのシナリオは令和2年度に作成したものです。こちらは、軽自動車税の担当者と業務内容について打ち合わせや洗い出しを行って作成したものです。シナリオ部分については、個人住民税のシナリオやインターネット上の情報を参考にしながら私の方で作成いたしました。また、R P Aによる自動化をスムーズに行うためにエクセルを併用しております。

続いて、還付情報消込業務がございます。本日はこちらのシナリオが動く状況を見ていただきたいと思います。こちらは、令和3年度に作成を行いました。また、還付情報は収納管理システムというシステムを使用しているのですが、これは医療保険課、介護福祉課、税目や料でいうと国民健康保険税、介護保険料などにも共通しております。そのため、関係課の実務担当者と打合せを行いながら、シナリオに汎用性を持たせて共有し、3つの課で使用しております。続いて、個人住民税の特徴変更通知・納付書発行業務がございます。こちらは令和4年度、8月に完成したばかりのシナリオになっております。今月より本格稼働を行っておりまして、今のところ問題等は発生しておりませんが、今年度中は特に注視していきたいと考えております。

また、個人住民税の扶養是正情報入力業務と個人住民税のマイナンバー副本登録業務についてもRPAでの業務を実施しております。これらについても今年度シナリオ作成を行い、稼働しております。これらシナリオにつきましては、年のうち一定の期間しか稼働しない想定のため、詳細説明は割愛させていただきたいと思っております。

では、次にRPA、AI-OCRによってどのように変化したか、変化する見込みかを報告いたします。RPA導入前の作業時間と導入後の作業時間を比較した表を左から見ていただきたいと思っております。表は、青の縦グラフが手作業、人が作業する時間となります。赤の部分は、RPAやAI-OCRなど機械が動いている時間となります。まず、個人住民税の住基システム投入業務、一番左の行ですが、令和4年度実績として導入前は1,041分、約17時間かかっていた手作業が導入後は451分、約7時間半となり、56.7%の削減となります。また一つ右の軽自動車登録業務については、令和3年度実績でRPA導入前は6,726分、約112時間かかっていたところ、523分、約8時間半となり、92.2%の削減となりました。次の表、還付消込業務については、1,110分かかっていたところ148分となる見込みとなっており、86.7%の削減となる見込みです。また一番右の表、特徴変更通知、納付書発行業務については、2,353分かかっていたところ、321分となる見込でありまして、86.4%の削減が見込まれます。このように、RPA・AI-OCRの稼働時間以外、手作業による時間がおおよそ50%から90%削減された、またはできる見込みとなっております。

そして、実際の映像を見ていただくこととなりますが、今回見ていただくシナリオ、還付情報消込業務の概要を説明させていただきます。まず、抽出：収納管理システムから還付該当者のデータをシステムで抽出します。ここでいう還付該当としては、誤って二重で納付してしまった方や期限後申告等による税額変更があった方となります。つぎに、加工・管理となりまして、その抽出したデータを管理がしやすいように並び替えたり、不要な部分などを消したりするなど、加工します。それを基に還付該当者へ通知の作成も行っております。最後に、RPAとなりまして、還付該当者の振込口座が確定し、還付日程が決定しましたら、RPAを用いて、システムに還付する金額、日付を入力していきます。この作業を以前は担当者の目視による手作業で入力をしておりましたが、RPAによって自動化しております。

では、ここで、そのRPAのシナリオが実際にどのように動いているか、ご覧になっていただきたいと思っております。今回は、架空の人物について仮の還付のデータを作成させていただきました。そのデータに基づいてRPAが稼働する様子を動画でご紹介いたします。

まず、この画面が個人住民税や税金の収納管理、軽自動車税などを管理しているシステム

の画面です。これまでは、このシステムに人が手入力で登録しておりましたが、これをRPAによって自動入力していきます。次の画面がRPAの操作画面になります。ここに各業務のシナリオが登録されています。この再生ボタンを押すことで、RPAの自動処理が始まりまして、再生した後は人の操作は必要ないものとなります。

ただいま見ていただいた業務につきましては、令和4年度の年間稼働見込が740件となっております。740件は個人住民税だけの件数となっております。シナリオを共有している国民健康保険税や介護保険料の還付件数が加わると、さらに多くなります。また、想定削減時間は、16時間2分、86.7%の削減率の見込みです。なお、1回の還付日で最も多い入力件数は300件から400件を想定しております。この300件を1つ1つ手作業で入力していた業務がRPAによって自動化され、その時間に職員は他の業務を行うことができるようになりました。

つづきまして、冒頭で触れさせていただきました個人住民税投入業務につきましては、概要を説明させていただきます。個人住民税投入業務の流れですが、まず、AI-OCRを用います。税務署から市役所へ回送されてきた「確定申告書」のスキャンを行い、それをAI-OCRで読み込みます。それによって、データ化。読み込んだ「確定申告書」に記載されている内容がAI-OCRによってCSV、エクセルに数値や文字を自動で書き込みます。次に、RPAを行います。AI-OCRによってデータ化したもの、CSV、エクセルに基づきまして、RPAを動かしていく、住民税のシステムへ自動入力をしていきます。以上が簡単な個人住民税投入業務の説明になります。

こちらがAI-OCRのサンプル画面となっております。まず画面の左半分をご覧になっていただきたいと思います。左半分が確定申告書をスキャンした画像データとなっております。その画像に薄い水色に着色された箇所、四角の枠があるかと思いますが。その枠はスキャンする前にあらかじめAI-OCRによって読み取りする箇所として設定したものになります。その枠の中にある画像をAI-OCRによって読み込んでおります。続いて、画面の右半分をご覧になっていただきたいと思います。先ほどの水色の箇所を読み込んだ結果が表示されております。中央に14万6,008とあるかと思いますが。上部分が手書きの部分となっております。これが画像データのままで。下部分がそれを読み込んで電子化した結果14万6,008と正しく読み取っていることとなります。もし、上と下、画像と読み取り結果で誤差があれば、目視で確認し、手作業で修正を行うこととなります。最終的に、その読み取り結果をエクセルファイル、CSVに書き込んで出力することとなります。

続いて、こちらがRPAのサンプル画面となっております。先ほどのAI-OCRで出力されたCSV、エクセルファイルを基に、RPAによって自動で画面へ入力を行っていきます。以上が個人住民税投入業務の概要となります。

続きまして、「軽自動車税システムにおける軽自動車の登録業務」について、概要をご紹介します。まず、軽自動車税の課税の流れをご覧ください。こちらは左から右に流れていくフロー図となっております。軽自動車税につきましては、まず、軽自動車の所有者などがナンバーの交付申請や軽自動車税の申告書の提出を行います。その申請先は軽自動車検査協会となります。その後、ナンバー交付などが軽自動車検査協会で行われた後、その情報が市役所へ提供されます。また、紙の申告書が市役所へ回送されます。市は、その情報を基に課税を行い、軽自動車の所有者などの納税義務者へ納税通知書の発送を行っております。RPA対象の箇所は、軽自動車検査協会から提供される情報を基に課税を行う箇所、情報を市の税務システムへ登録する部分となります。

この図は、先ほどのフロー図の中から対象部分を拡大したものになります。こちらがRPA導入前の詳細図となります。まず、軽自動車の登録や廃車を行った情報がデータ、CSVファイルと紙の申告書によって提供されます。市ではそのデータを税システムへ取込、そして申告書を確認しながら、そのデータと税システムにて使用している宛名、個人や法人の情報を紐づけて1件1件を手作業で登録しておりました。その後、その登録内容に間違いがないか、紙の申告書と登録したデータの突合せを目視にて行っていました。この中で、今回のRPAによる自動化の対象は紙から宛名紐づけの箇所、赤の点線で示した箇所となります。

続いて、RPA導入後の流れとなります。先ほどの紙から宛名紐づけ、赤で示している箇所がRPAによって自動処理となります。RPA導入前は紙から登録を手作業で行っていましたが、RPA導入後は、紙の申告書はあくまで最終チェック用とし、取込んだデータを基にRPAの自動入力、紐づけ登録を行うようにいたしました。

続いて、個人住民税の特徴変更通知・納付書発行業務についてご紹介いたします。発行の流れとしては、特別徴収義務者、従業員住民税を給与から引き落としている雇用主から、退職などによる徴収方法の変更届が市役所に提出され、それを基に住民税のシステム上で変更処理を行います。その結果を雇用主に変更通知と変更後の額で印刷した納付書を送付しております。その中の変更通知と納付書を作成する箇所、住民税のシステム上で印刷を行うこととなるのですが、その作業をRPAを用いて行っております。

最後になります、RPA、AI-OCRを導入したメリット、時間以外の部分を報告したいと思います。まず、窓口、電話に影響されることが少なくなりました。どこの部署でもそうかと思いますが、何か作業を行っている時に来客対応や電話対応が発生し、作業を中断せざるを得ず、1度手戻りをして作業へ戻るということが多くあるかと思いますが。RPAについては、一旦シナリオを動かしてしまえば、人間が電話対応などを行っている間も作業を進めてくれるため、影響がありません。次のメリットとしては、業務の見直しを実施することができたということがあります。RPAのシナリオを作成するにあたり、業務の流れをしっかりと整理する必要があります。その際に、業務の見直しすることができました。次に、他の業務への注力がRPAを動かしている間にできるというメリットがあります。そして最後に、機械的に作業を行いますので、人為的なミスが減少し、正確性が向上した結果となっております。

以上で、税務課におけるRPA及びAI-OCR導入事例の報告、紹介とさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（植木弘子君） ありがとうございます。ここで、委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

香取副委員長。

○4番（香取憲一君） いろいろとありがとうございました。実際に見せていただいて、これだけの速度で処理されるというのは想像していた以上です。1点だけお伺いします。人事異動などで新しく職員が配属された場合にも問題なく引き継がれていけるのか、この技術が導入されて間もないということもありますので、そのあたりをお聞きできればと思います。

○税務課税務係主幹（田村直弥君） 今年度異動してきた職員向けに、実際にRPAの概要の説明をさせていただくとともに、1人副担当でRPA業務に携わる職員がおりまして、RPA業務のシナリオの組み方やどのように運営していくかメンテナンス方法など、今年度マニュアルを作成している段階です。それがさらに習熟されて、だいたい引き継がれていければと思います。

○4番（香取憲一君） ありがとうございます。引き続きより多くの方がこういった先進技術が習熟されていくといいのかなと思います。私からは以上です。

○委員長（植木弘子君） 他にございませんか。

議長。

○議長（荒川一秀君） いろいろ見せてもらったけど、部長、これは人件費の削減になるよね。

○総務部長（金谷和一君） 当然ながら時間外の削減等になります。市全体の話になりますが、将来的には人材についてどこまで削減できるかという職員の適正化の問題もありますが、各部署でこの先進技術が導入されていくことによって、そういったことにもつながるのかなと思います。

○委員長（植木弘子君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） 島田税務課長。

○税務部長（島田視一君） ご説明は以上になりますが、だいたいの概要はお分かりいただけたかと思います。税務課では今後におきましても、他の業務に活かせるものがあれば導入を検討し、事務処理の更なる向上に努めてまいりたいと考えております。先ほどの田村からのご説明が何かのご参考になれば幸いです。また何かご意見などありましたらお伝えいただければと思います。それでは、以上をもちまして、終了とさせていただきます。

○委員長（植木弘子君） 税務課の皆さん、本当にありがとうございました。次に、議会報告会についてですが、来年の報告会がどのように行われるのか現在協議中ですが、今定例会の総務常任委員会の付託議案や所管事項の中で、これは議会報告会において報告した方が良いというものがあれば、ご提案いただきたいと思います。ご意見ないようですが、今定例会の付託議案や所管事項の中では、特にないということよろしいでしょうか。追加の場合は、お伝えいただければと思いますので、よろしく願います。また、ご意見がなかった場合には、副委員長と相談させていただきまして、まとめさせていただきます。それから、皆さまにご報告が2点あります。まず、1点は12月議会のときに霞台厚生施設組合の現場視察を行いたいと思っておりますので、よろしく願います。2点目は具体的なことはこれからですが、区長会との意見交換会と言いますか、懇談会をできないかと思っております。一応、区長会長にはお話しはしてありますが、これから調整をしまして進めていきたいと思っております。今年度中に開ければいいなと思っております。直接対話して意見交換会を行うことによって、相互理解を深めて、議員ひとりひとりの議員力向上、また情報の共有、さらなる議会活動ができるようにということを目的としています。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

石井委員。

○10番（石井旭君） 区長会との意見交換会ということですが、これ総務委員会でやるということですか。

○委員長（植木弘子君） 今、私が考えているのは総務委員会だと思っております。

石井委員。

○10番（石井旭君） 総務委員会だけで区長120区の方と話してどういう意見交換会になるのか、議会報告会も執行部でないので聞きっぱなしになるわけですよね。コロナ禍ですし無理だと思いますし、議会報告会も中止にしているわけですしね。びっくりしました。委員長の独断で言われてもね。やりたくないわけではないですけど、いろいろ聞いてもそれに対して答えることもできませんしメリットがないですよね。私は反対します。

○委員長（植木弘子君） 貴重なご意見ありがとうございます。石井委員にご心配していただいているようにコロナ禍ですし、区長会と言いましても全員集まっていたら、意見交換という形はなかなか厳しいとは思いますが、例えば区長会の役員さんと意見交換できればと考えて提案した次第です。

石井委員。

○10番（石井旭君） 意見交換とは言えばすばらしいですけど何を目的で何を目指してやるのか、委員長の権限だけではできないとは思いますが、議会報告会もできない中ですし、議長や全議員と十分協議して進めた方がいいかと思えます。

○委員長（植木弘子君） 目的は区長と議員の相互理解、そういった方達と直接意見交換することによって議員力向上につながり、それと同時に情報共有ができるのかなという認識でございました。ただ今、石井委員からご意見いただきましたので、そういったことも踏まえながら具体的に実施できるかどうか検討させていただきたいと思えます。

岩本委員。

○13番（岩本好夫君） 区長会と総務委員会ではね、意見を交換すると言っても議会報告会もそうだけど、区長会とも昔あったけど、だいたい要望が多かったりするんだよね。総務委員会で答えられるのは限られているし、議会であれば、議会の権限というのがあるけど、総務委員会は議案を調査する委員会で、議会の権限の中では違いますから、議長と副議長とも相談して報告会も中止している現状なので時期もあるし、やるのであれば議会としてやるべきだと思います。その方がいいと思えますよ。石井委員の言うように確かに意見交換にはならないと思う。議会としてやるのでいいのいいと思うけど、それならば議会報告会をやった方がいいと思うしね。そのあたりも含めて考えた方がいいと思えます。議長、副議長、副委員長ともよく相談して進めた方がいいと思えます。

○委員長（植木弘子君） はい。ありがとうございます。

真家委員。

○2番（真家功君） 石井委員や岩本委員の意見に私も同感です。よろしくお願いします。

○委員長（植木弘子君） はい、わかりました。皆さん、ご意見ありがとうございます。

議長。

○議長（荒川一秀君） 植木委員長、バイタリティがあるから。合併前もやってるけれども、一方的な意見も多いわけですよ。区長だと幅広く意見も出るわけだよ。民生委員とやるのはまた違うよね。進めるにあたっては議運にかけて、全協の場で意見を聞く。その方がいいかと思うけどね。

○委員長（植木弘子君） 議長、ありがとうございます。改めて委員会として議運へ意見を出してということについてはいかがでしょうか。

岩本委員。

○13番（岩本好夫君） 委員長がそう思ってもこのなかで決を採って委員会に出しましょうということであればいいけど、難しいと思います。例えば、全協の場で1議員としてみんなの前で私はこう思うんだけど、皆さんどうですかという話ならばいいと思いますけど、総務委員会の委員長名で出すのはどうかと思います。

○委員長（植木弘子君） 賛否は採らなくてほしい皆さんのご意見はわかりました。委員会として議運へかけて全協に出すというのは行わないということでまとめさせていただきます。皆さんのいろいろなご意見が聞けて私も勉強になりました。

では、12月の現場視察については進めてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） はい、ありがとうございます。その他、何かありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（植木弘子君） ないようですので、本日の審議及び協議は全て終了しました。それでは、副委員長お願いします。

◎閉会の宣告

○副委員長（香取憲一君） 以上で総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時42分 閉会